

全建事発第082号  
令和6年10月2日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井 雅則  
〔公 印 省 略〕

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの  
一部改定について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法において、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約の適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあります。

公共工事、民間工事にかかわらず、法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものであり、国土交通省では、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月策定。以下「受発注者ガイドライン」という。）を策定しています。

今般、公正取引委員会及び中小企業庁において、長期手形が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、手形期間が60日を超える手形を下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして、令和6年11月1日以降に交付される手形から指導の対象にするとされたこと、また、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されたことなどから、今般、国土交通省において、「受発注者ガイドライン」を別紙2、別紙3のとおり改定し、また、本会に対し別紙1のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙1 国土交通省通知文（発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について）

- ・別紙2 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第6版）
- ・別紙3 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン新旧対照表（第6版）
- ・参考 国土交通省「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」  
URL

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

以上

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp